

ご存知ですか？ ナーサリールーム、家庭保育室の 保育料軽減事業

ナーサリールーム、家庭保育室に通っている保育を必要とする児童1人につき月額2万円を限度として保育料を軽減しています。

認可保育園入園を希望するが空きがなく難しいなあ・・・
でも、幼稚園は無理だし・・・

定員が多い大規模な保育園では子どもが馴染めないかも・・・
家庭的な保育園があれば・・・

ナーサリールーム、家庭保育室に入園させてみたい・・・そんな気持ちはあるけれど、保育料が高いのでどうしよう。

そんなときに利用できる助成が「保育料軽減事業」です。

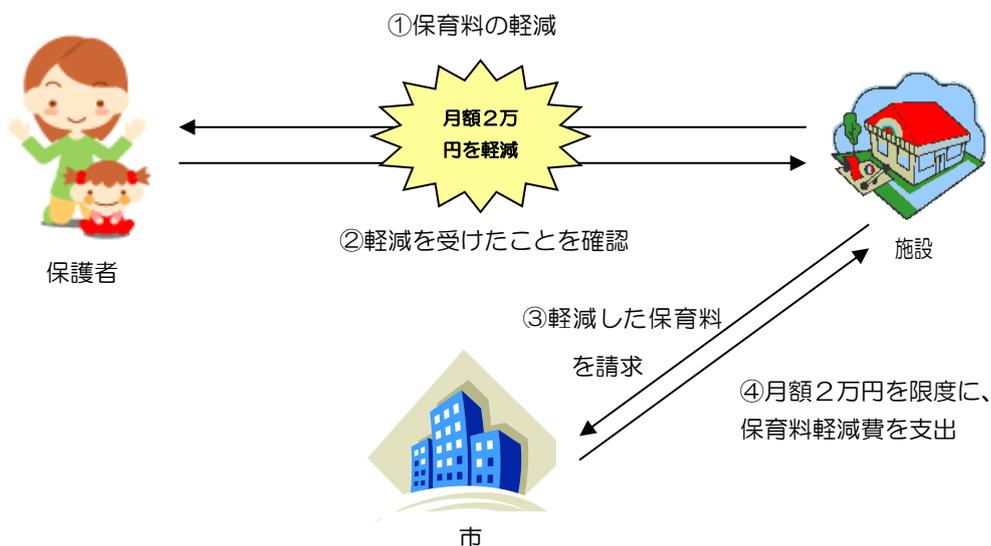
お子様の預け先の選択肢を広げる事業でもあります。

- ※ 「保育を必要とする」とは、月64時間以上、保護者が就労等により、児童を保育できない状態です。
- ※ ナーサリールーム・家庭保育室とは児童福祉法に基づく認可保育所に準じ、さいたま市が定めた基準を満たした認可外保育施設です。
- ※ ナーサリールーム・家庭保育室の入園手続
入園を希望する施設に直接連絡をし、保育時間、空き状況、保育料等必要書類の確認や施設の見学を行った上でお申し込みください。

ご不明な点は、入園を希望する施設、またはさいたま市役所保育施設支援課（電話 048-829-1859）にお尋ねください。

保育料軽減事業の流れ

- (1) 施設は保育料の軽減を行う。
 - (2) 保護者は保育料が軽減されたことを確認する。
 - (3) 施設は市に軽減した保育料を請求する。
 - (4) 市は保育料軽減費を施設に支払う。
- (施設規定の保育料が2万円以下の場合、保育料相当額が限度額です。)



☆ 多子軽減事業も併せてご利用ください

ナーサリールーム・家庭保育室等(※1)に、同一世帯から保育を必要とする複数の児童が通っている場合(※2)に3歳未満児は月額 10,000 円、3歳以上児は月額 8,000 円を限度として保育料を軽減しています。軽減方法は、保育料軽減事業と同じです。

※1 ナーサリールーム・家庭保育室等とは、ナーサリールーム・家庭保育室・認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育事業所・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を指します。

※2 複数の児童が通っている場合、最も年齢の高い児童を除いた児童が軽減の対象となります。ただし、通っている施設の組み合わせにより軽減の対象となる児童が異なる場合がありますのでご注意ください。

	ナーサリールーム	家庭保育室	認可保育所
対象児童	0歳～5歳児	0歳～3歳児	0歳～5歳児
定員	20人以上	6人～19人	30人以上
保育士の数	必要な保育従事者の2/3以上	必要な保育従事者の1/3以上	必要な保育従事者全員
保育時間	11時間以上	8時間以上	11時間以上
保育料	各施設で自由設定		所得により異なる

参考

小学校就学前の子どもが2人以上保育園に通園している場合に
(うち1人は幼稚園でも可)保育料を軽減しています。

手続きについては網掛けで表示された施設(認可保育園の場合は各区支援課)でお尋ねください。

兄 姉	弟 妹	保育料の軽減内容 (網掛けの保育料が軽減されます)
認可幼稚園	認可保育園	弟、妹の通常保育料が2分の1
認可幼稚園	ナーサリールーム	弟、妹が3歳児以上→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円
認可幼稚園	家庭保育室 (3歳児まで)	弟、妹が3歳児→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円
認可保育園等	認可保育園	弟、妹の通常保育料が2分の1
認可保育園等	ナーサリールーム	弟、妹が3歳児以上→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円
認可保育園等	家庭保育室 (3歳児まで)	弟、妹が3歳児→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円
ナーサリールーム	認可幼稚園	兄、姉が3歳児以上→8,000円 兄、姉が3歳児未満→10,000円
ナーサリールーム	認可保育園等	兄、姉が3歳児以上→8,000円 兄、姉が3歳児未満→10,000円
ナーサリールーム	ナーサリールーム	弟、妹が3歳児以上→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円
ナーサリールーム	家庭保育室 (3歳児まで)	弟、妹が3歳児→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円
家庭保育室 (3歳児まで)	認可幼稚園	兄、姉が3歳児→8,000円 兄、姉が3歳児未満→10,000円
家庭保育室 (3歳児まで)	認可保育園等	兄、姉が3歳児→8,000円 兄、姉が3歳児未満→10,000円
家庭保育室 (3歳児まで)	ナーサリールーム	弟、妹が3歳児→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円
家庭保育室 (3歳児まで)	家庭保育室 (3歳児まで)	弟、妹が3歳児→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円

※ 認可保育園等とは、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育事業所・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援をいいます。

※ 小学校就学前の子どもが3人以上保育園に通園している場合のナーサリールーム・家庭保育室における軽減については、さいたま市役所保育施設支援課(電話 048-829-1859)にご相談ください。